

原議保存期間	5年(令和4年3月31日まで)
有効期間	一種(令和4年3月31日まで)

警視庁刑事部長 殿
各道府県警察（方面）本部長
（参考送付先）
科学警察研究所総務部長

警察庁丁鑑発第1251号
警察庁丁刑企発第50号
令和8年6月4日
警察庁刑事局犯罪鑑識官
警察庁刑事局刑事企画課長

DNA型鑑定における業務の合理化・効率化について（通達）

鑑定における不適切な取扱いを防止するための対策については、「鑑定における不適切な取扱いを防止するための対策について（通達）」（令和8年6月4日付け警察庁丁鑑発第1250号ほか。以下「通達」という。）に基づき推進することとしたところ、通達5(1)に定める鑑定業務の合理化・効率化に関しては、鑑定資料の採取及び嘱託につき、その必要性や緊急性に係る組織的な検討を徹底することとしている。

このうち、犯罪現場等に遺留された資料（以下「遺留資料」という。）等のDNA型鑑定に係る鑑定資料の採取及び嘱託についての組織的な検討に当たっての留意点は下記のとおりであることから、遺漏のないようにされたい。

記

1 遺留資料の積極的な採取

「DNA型鑑定資料の採取等における留意事項について（通達）」（令和4年4月1日付け警察庁丁鑑発第539号ほか）において示しているとおり、遺留資料については、罪種や事案の軽重にかかわらず、積極的にその発見及び採取に努めるという点は従前のとおりであるので、引き続き遺留資料の積極的な採取に努めること。

2 遺留資料の鑑定嘱託の合理化・効率化

採取した遺留資料の鑑定嘱託については、以下に示す合理化・効率化施策を推進すること。

- (1) 同一事件において複数の遺留資料を採取した場合には、鑑定嘱託に先立ち、各資料のDNA型鑑定の必要性について検討すること。
- (2) 緊急にDNA型鑑定が必要な遺留資料を採取した場合には、鑑定嘱託に先立ち、DNA型鑑定の緊急性の程度について科学捜査研究所と協議の上、優先順位を調整すること。
- (3) 鑑定嘱託後において、証拠関係、立件の見通し、処分の見通し等を考慮し、DNA型鑑定の必要性が乏しくなったと認められる場合には、科学捜査研究所と協議するなどして、当該DNA型鑑定を打ち切ることを検討すること。
- (4) 各警察署及び事件主管所属に対し、鑑定嘱託を行う必要性について組織的な検討を行うための着眼点を明示し、必要な様式（チェックリスト）を導入するなどして、鑑定嘱託の合理化・効率化を図ること。

3 DNA型鑑定を実施しなかった場合の措置

検討の結果、DNA型鑑定を実施しなかった場合であっても、事後の鑑定に備え、証拠物件として、変質、汚染がないよう適切に保管すること。

4 参考事項等

- (1) 被疑者資料については、必要性及び緊急性を勘案し、警察庁刑事局犯罪鑑識官が実施するDNA型鑑定を有効に活用すること。
- (2) 身元不明死体の身元の特定を行う際にDNA型鑑定を実施することはあるが、歯科診療記録等他の資料により身元が特定できる場合には、一般的にはDNA型鑑定を実施する必要性は低いと考えられるので、安易に鑑定嘱託することなく、その必要性をよく検討すること。

また、身元が明らかな死体であって、死体見分や現場調査によって事件性がないと認められる場合も、同様である。